

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階  
TEL) 028-636-6790 FAX) 028-632-8389  
E-mail ; [tgkc@ucatv.ne.jp](mailto:tgkc@ucatv.ne.jp)  
URL : <http://www.tgkc.co.jp>



## ◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。



## 新入社員紹介



初めまして、本年1月に計理センターに入社しました、  
公認会計士の針谷和弘と申します。

前職は東京にある監査法人に勤務し、主に金融商品取引法に基づく会計監査及び内部統制監査、会社法に基づく会計監査の業務に従事していました。税理士業務と監査法人の業務は一部重複している部分もありますが、大部分が異なる業務であり、現在四苦八苦しながら、様々なことを日々勉強させて頂いています。至らぬことが多々あるかと思いますが、一日でも早く一人前になれるよう精進していく所存です。何卒よろしくお願い致します。



栃木市に合併された岩舟町出身で、大学から東京に出ましたので約14年ぶりに栃木に戻ってきました。高校生の時とは違い車の運転もできるため、想像以上に過ごしやすい環境であり、大変満足しています。宇都宮市に住むのは初めてであり、約14年ぶりの栃木暮らしのため、お店や観光スポットをあまり知りません。お勧めのお店(特にラーメン等のB級グルメや飲み屋)や観光スポットを教えて頂けると嬉しいです。仕事以外では久しぶりのダイエットと運転技術向上(ペーパードライバーのため...)を目標として頑張るつもりです!





# 春のレクリエーション

## ～ 柴又 寅さん記念館 ～

4月17日、当社、毎年恒例のレクリエーションが都内にて行われました。今回の行き先は、言わずとも知れたあの「男はつらいよ」で有名な葛飾柴又！そうです、寅さんです！私にとっては初めての柴又、初めての下町。一体どんなところなのだろう・・・とワクワクです。

柴又駅に到着すると、そこはもう寅さんの町！ビシッとキメた寅さんの銅像がお出迎えしてくれました。まずは寅さんと記念撮影、これは外せないでしょう！みんなで並んで撮影～と思っていたら地元のおばちゃんが「撮りましょうかー！」と元気に声をかけてくれました。さらにおばちゃん帝釈天参道までずっと一緒に案内してくれました(これが下町か・・・)

昼食は、柴又帝釈天の門前参道にある「川千家(かわちや)」さんにて。鰻、鯉、川魚の老舗として創業250年変わらぬ味を堪能致しました。この川千家さん、男はつらいよで撮影に使われただけでなく、あの明治時代の文豪、夏目漱石とも所縁があるとか...



左足の雪駄にご利益有り！？



柴又帝釈天  
門前にて・・・



さて、お腹もいっぱいになり、本日のメイン「寅さん記念館」へ。

ひとたび館内に入ると、そこはもう「男はつらいよ」の世界！！寅さんがフーテンを決め込むまでの生い立ち(これは初めて知りました！)を可動式のジオラマでたどることができます。

他にも撮影スタジオには昔懐かしい家電や家具、実際の撮影で使った監督のメガホン、小道具類、そして寅次郎の衣装にトランクの中身、等々、沢山の寅さんグッズが展示されておりました。また、寅次郎が暮らした当時の葛飾柴又の風景をそのままにしたジオラマ。どこか遠い昔を懐かしく感じるすばらしい展示でした。

記念館の向かいにある「山田洋二ミュージアム」にも訪問。山田監督が追いつけるテーマ「家族」。さまざまな家族の物語から、幸せとは何か？を軸に作品が紹介されておりました。ほんの少しだけ監督の世界観に触れられたような気がしました。

旅の締めくくりは、江戸時代初期から続く、柴又と対岸の千葉県を結ぶ渡し船。都内に唯一残る貴重な渡し場。小説や歌謡曲にも登場する「矢切の渡し」へ。この日はあいにく手漕ぎではなく、モーターの渡し船でしたが、こういった歴史的な場所へ行けるのも柴又ならではの思い出でした。

ここまでは天気にも恵まれ、美味しい料理を堪能し、下町の文化に触れ、大変有意義な一日でした。このあと急激な天候の悪化というおまけが付きましたが、それも良い思い出でございます。しかしながら豪雨の中、草だんごだけは忘れずに手に入れて堪能いたしました。





# 『 今を考える 』 ～ ～ 政治家の資格 ～ ～

最近の政治家の出来事によって、「政治家とは」を考えてみた。  
「政治家とは」…ブリタニカ国際大百科事典の解説に以下のように書いてあった。

政治家とは、「統治システムにおける最高の地位に達するのに必要な能力をもち、それを維持する仕方を心得ている人物」そして「その知識の広さと洞察力の深さによって、自分が生きている社会の欲求をはっきりと正確に感じ取り、できるだけ衝撃や苦痛を避けて、社会の到達すべき目標に導く最善の手段を発見する方法を知っている人」

「う～ん」何ともレベルの高い能力が必要なのだろう。「こりゃあ、私には無理だ…」と誰しもが思うのではないか？

今の日本の政治家に、いったい何人の方がこの「能力」を持っているのだろうか？もし全員だったら、日本の未来は明るく万々歳だ。

先日、ある女性衆議院議員がその行動によって、所属政党を除名され比例復活当選にも係わらず、議員を辞めないと豪語？していたことは記憶に新しい。

その政治家に、「政治家とは、こんな能力が必要なんですけど？」と問いかけ、その答えを聞きたいものだ。それでも彼女は辞めないだろう。

その理由は3つあると思う。

一つ目は 「議員給料」、 二つ目は 「名誉」、 三つ目は 「権力」だ。

この議員の「給料」は、年収約2,200万円。そして「文書通信交通費」が年1,200万円。そして無所属となって「一人会派」をつくれれば、「事務費」として780万円。合計約4,180万円の給料・経費の支払いとなる。これが、我々の税金から支払われる。

サラリーマンにおける年収1,000万円以上の割合は3.9%、そして年収2,000万円以上の割合においては0.7%である。

よって、30歳そこそこの女性がもらうには、あまりにもすごい年収なのだ。

もちろん、彼女に前記の「能力」があれば問題ないと思いますがね！

そして、「名誉」。これは人間お金を持つと、次に求めるものです。最後に、「権力」。国会議員には様々な「特権」が与えられています。

まあ、この3つを持つと「その魔力」を中々手放せないでしょうね。



議員といっても「国会議員・県会議員等」たくさんいらっしゃいますが、他にも議員スキャンダルとして、「号泣」・「キス」・「違法献金」等さまざまな話題が出てきます。

こんな議員がたくさん居るのかと思うと暗澹たる気持ちになります。

やはり議員には、「能力」と「品格」が求められます。

しかし、「議員」を選ぶのは我々国民です。

「能力」「品格」この言葉をキーワードに「政党」「人」を選ばないと日本の将来はないとつくづく感じる、今日この頃です。



# 税務トピック



平成27年度税制改正が成立になりました。

主なものを取り上げてみました。

## (1) 法人税率の引下げ

法人税率が、25.5%から23.9%に引き下げになります。

\* 27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

**参考** → 国・地方を通じた実効税率

この改正では、法人事業税(地方税)の所得割の税率(現行:大法人向け7.2%)の引下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は、次のようになります。

	現行	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%

## (2) 資産課税の改正

### ① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を平成31年6月30日まで延長した上で、非課税枠を最大3,000万円まで拡充します。

### ② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

#### 制度の概要

親・祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(20歳以上50歳未満。受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円までを非課税とします。

相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。

受贈者が50歳に達する日に口座は終了します。使い残しに対しては、贈与税を課税します。

※平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置です。

## (3) 個人所得税の改正

### 住宅ローン控除等の延長

平成29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、その適用期限を1年6ヶ月延長し、平成31年6月末まで適用されます。



(4)消費税率10%への引上げ時期の変更等

消費税率10%への引上げ時期について、平成27年10月1日から、平成29年4月1日に変更されます。

(5)たばこ税の見直し

旧3級品の紙巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率については、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることによって廃止されます。

※「旧3級品の紙巻たばこ」とは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」及び「バイオレット」の6銘柄をいいます。



税務クイズ

Q1 税の制度はいつからあるのでしょうか？

- ①弥生時代 ②鎌倉時代 ③江戸時代

Q2 明治時代に実際にあった税金は次のうちどれでしょうか？

- ①タヌキ税 ②キツネ税 ③うさぎ税

Q3 現在、日本で適用されている税金は全部で何種類あるのでしょうか。

- ①約30種類 ②約150種類 ③約50種類

Q4 実際にアメリカであった税金は次のうちどれでしょうか。

- ①ソフトクリーム税 ②ソフトドリンク税 ③ソフトボール税

Q5 次のうち日本で最も早く導入された税金はどれでしょうか。

- ①所得税 ②法人税 ③相続税

答え

Q1 ①弥生時代

魏志倭人伝の邪馬台国に関する記述の中に租税に関する記述があります。

Q2 ③うさぎ税

明治時代、うさぎ飼育が流行し、異常なうさぎブームが社会問題となったため、これを鎮静させるために1羽につき1円のうさぎ税が課されました。ちなみに当時の1円は、お米が約30kg買える価値があったようです。

Q3 ③約50種類

国に納める国税で約20種類、地方税で約25種類以上あります。江戸時代には約1500以上あったといわれています。

Q4 ②ソフトドリンク税

虫歯の増加に頭を悩ましたノースカロライナ州で1996年に制定されました。最近ではフランスやアメリカでは「肥満税」が検討されています。

Q5 ①所得税

所得税は明治20年に導入され、当初富裕税と呼ばれました。当時の所得税は、資産や営業などの所得金高が年間300円以上ある者が対象でした。ちなみに当時の小学校教師の初任給が8～9円、ベテランの大工、工場の技術者が月20円くらいの給料だったそうです。

## The book I recommend ～私のおすすめの本～

### 【すごい「減価償却」】

“「減価償却で節税」とは港間よくいわれることですが、具体的には、何からどう手を打てばよいか、わからない人も多いと思います。中略 クルーザーや不動産、太陽光発電設備などが、なぜ節税に使えるのか、どの程度の資金で、どんな償却資産を買えるのか、できるだけわかりやすく解説しています。（はじめにより）“

決算書を理解しようと思ったときに、理解に苦しむ点の1つが、実際のお金の流れと利益の計算が異なることではないかと思えます。中小企業の場合、そのずれを作っている大きな要因が「減価償却」であるといえます。

本書では、元・国税局部長である著者がその「減価償却」を上手に使うためのロジックを分かりやすく解説しています。

少し昔耳にした、「中古のベンツを買うと節税できる」という話なども本書を読めばそうそうそんな話だったと思い出せます。

目次のページに目を通すだけでも、どんな資産でこの節税策が活用できるのかがなんとなく分かりますので、ざっと見てみて詳細は当社の職員に聞かなくていいのではないのでしょうか？！



## ～ ～ 税務カレンダー ～ ～

《 5月 》		
内	容	納付／申請期限
個人道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 通知方法：特別徴収義務者経由で納税義務者へ通知		通知期限 平成27年6月1日
自動車税の納付		平成27年5月中
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成27年5月11日
3月決算法人の確定申告		平成27年6月1日
9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です。		平成27年6月1日
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付		平成27年6月1日

《 6月 》		
内	容	納付／申請期限
所得税の予定納税額の通知		通知期限 平成27年6月15日
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成27年6月10日
4月決算法人の確定申告		平成27年6月30日
10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税＞（半期分） ※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です。		平成27年6月30日